

答 申

第 1 審査会の結論

豊明市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる公文書について非開示とした部分のうち、人件費の合計欄については開示すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成 28 年 9 月 29 日、審査請求人は、豊明市情報公開条例（平成 13 年豊明市条例第 29 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、指定管理者の収支報告書（平成 26、27 年度分。以下「本件公開請求文書」という。）の公開を請求した。
- 2 同年 10 月 12 日、実施機関は、上記の公開請求に対して、本件公開請求文書を次の理由により部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

理由：条例第 7 条第 3 号に該当

本件公開請求文書は、契約上の機密事項及び管理運営ノウハウが含まれており、公にすることにより競争上の利益を害するおそれがあるため。

- 3 平成 29 年 1 月 11 日、審査請求人は、本件処分のうち本件公開請求文書の人件費の合計欄（以下「審査対象部分」という。）を非開示とした部分を不服として、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求書、反論書及び審査請求人の口頭による意見の陳述によれば、審査請求の趣旨は、本件処分のうち、審査対象部分を非開示とした部分の

取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭による意見の陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

理由：条例第7条第3号アについて

今回の開示請求は、人件費が委託契約において積算された額と比較し、非正規雇用等の濫用により著しく抑えられ、そのことが不当な利益を生み、かつ、市民サービスに影響していないか確認するために行ったものである。審査対象部分が、条例第7条第3号ア「公にすることにより・・・権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に該当するとは到底考えられないため審査請求に至った。

第4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

理由：条例第7条第3号アについて

審査対象部分は、金額が記載されており、公開することによって当該事業者が契約をしている第三者との契約内容が公にされ、取引上の信頼関係を損ねるおそれがある。また、法人等による管理運営ノウハウも含まれていることから、公開することにより、競合他社との競争上の利益を害するおそれがある。

第5 審査会の判断

1 争点

審査対象部分が、条例第7条第3号アに該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定をしているように、地方自治の本旨にのっとり、豊明市の保有する情報を市民の知る権利として尊重し、情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、市民の市政への参加による、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進を図ることを目的として制定されたものである。当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 指定管理者制度について

指定管理者制度とは、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって普通地方公共団体が指定するものに、公の施設の管理を行わせることが可能な制度である。

地方自治法改正前の管理委託制度とは異なり、普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。

また、地方自治法上の「契約」には該当しないため、同法に規定する「入札」の対象とはならず、協定をもって指定管理者が公の施設の管理を代行する。

4 条例第 7 条第 3 号ア該当性

条例第 7 条第 3 号アは、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益は、保護される必要があることから、公にすることにより法人等又は個人の正当な利益を害するおそれがある情報については、公益性確保の観点から公にすることが必要であると認められる情報を除き、不開示とすることを定めたものである。ここでいう「おそれ」とは、単なる可能性又は確率ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であり、実施機関はこれを説明する必要がある。

審査対象部分には、指定管理者が平成 26 年度及び 27 年度において管理した、豊明市福祉体育館及び体育施設の収支について報告した文書のうち、人件費の合計欄が記載されているため、実施機関は、これを公開することによって当該事業者が契約をしている第三者との契約内容が公にされ、取引上の信頼関係を損ねるおそれがあること、また、法人等による管理運

営ノウハウも含まれていることから、競合他社との競争上の利益を害するおそれがあるとして非開示とした。

しかしながら、一般に、公の施設の管理については高い公共性が認められるところ、これは指定管理がなされている施設であっても同様であると考えられるため、審査会では実施機関の主張と合わせて十分審議したうえで判断をする。

審査対象部分については、各月の人件費を合算した金額が記載されているが、豊明市福祉体育館及び体育施設の人員配置状況が一般に公開されていない以上、審査対象部分の情報をもって、指定管理者の管理運営ノウハウを窺い知ることは困難であり、これを公にしたとしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する蓋然性があるとまでは認められない。

また、指定管理者と第三者の取引上の信頼関係を損ねるおそれがあるという実施機関の主張についても、前段にて記載したように、人員配置状況が明らかでなく、審査対象部分が公開されたからといってただちに第三者との間の契約内容を窺い知ることもできないのであるから、これが指定管理者と第三者の具体的な取引上の信頼関係を損ねるおそれがあるような情報であるとまでは認められない。

以上のことから、本件審査対象部分は、条例第7条第3号アに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当しないものと認められる。

5 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の経過

年 月 日	処 理 経 過
平成29年2月7日	情報公開審査諮問書の受理
平成29年3月17日	調査審議

(平成 2 8 年度第 1 回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述 実施機関の意見陳述
平成 2 9 年 4 月 2 1 日 (平成 2 9 年度第 1 回審査会)	調査審議
平成 2 9 年 6 月 1 6 日 (平成 2 9 年度第 2 回審査会)	調査審議
平成 2 9 年 6 月 2 1 日	答申

答申に関与した委員

鈴木堅司、井口昭雄、三浦美智子、鈴木禎司、服部実希